

規 則

埼玉県自転車競走キヤッシュュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

埼玉県自転車競走キヤッシュュレス投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走キヤッシュュレス投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(次条、第十九条第一項第一号及び)」を「及びインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器(」に改め、「において」の下に「これらを」を加える。

第二条中「キヤッシュュレス投票端末機」を「競輪場若しくは場外車券売場内に設置された投票端末機器を使用し、又はインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器」に改める。

第四条第二項中「暗証番号」の下に「及び識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第二項に規定する識別符号をいう。)又はそのいずれか」を加える。

第十九条第一項第一号中「キヤッシュュレス投票端末機」を「競輪場若しくは場外車券売場内に設置された投票端末機器」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する電子決済投票」の下に「及び埼玉県自転車競走キヤッシュュレス投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号。第四条第四号及び第十一条の四において「キヤッシュュレス投票規則」という。)第一条に規定するキヤッシュュレス投票」を加える。

第四条第四号中「埼玉県自転車競走キヤッシュュレス投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号。第十一条の四において「キヤッシュュレス投票規則」という。)」を「キヤッシュュレス投票規則」に改める。